

労働派遣に関する情報公開

株式会社アベデン

労働者派遣法第23条第5項の定めに従い、党事業所における労働者派遣事業に係る情報を下記の通りお知らせいたします。

1. 労働者派遣の実績

- ①派遣労働者の数（令和3年6月1日現在）：3名
- ②派遣先の実数：1社

2. 派遣料金・派遣労働者の賃金、マージン率

派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	派遣労働者賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率
20,000円	13,400円	33.0%

※賃金には、給料・手当・通勤費を含みます。

※マージンには、法定福利費・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・事業経費等が含まれます。

3. 派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項

①キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

担当者：専務 本多 茂 連絡先：0243-24-6022
メール：hontashigeru@abeden.biz

②キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給状況	実施主体	対象者の費用負担	
基礎訓練	派遣前訓練	初めて派遣する労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
職能訓練	品質向上研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
	生産性向上研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
階層別訓練	リーダー育成研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
職種転換訓練	転換職種訓練	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無

4. 福利厚生に関する事項

- 通勤手当支給
- 各種保険〈労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金〉
- 定期健康診断受診（全従業員）及びストレスチェック（希望者のみ）
- 年次有給休暇、育児・介護休業制度
- 特別休暇〈結婚休暇、忌引休暇（いずれも有給）〉
- 慶弔見舞金支給

5. 労働者派遣法第30条の4項第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：党事業所が雇用するすべての派遣労働者
労使協定の有効期間：令和3年1月1日～令和5年12月31日